

# 児童館について

# 児童館の概要

## 1. 事業の目的、内容

- 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設
- 遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

## 2. 設置状況

- 4,398か所 公営:2,488か所  
                  民営:1,910か所  
    <社会福祉施設等調査(令和2年10月1日現在)>

## 3. 設置及び運営主体

- 都道府県、市町村(特別区含)、社会福祉法人等

## 4. 児童館の設備と職員

- 設備:集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置
- 職員:児童の遊びを指導する者(児童厚生員)の配置

## 5. 公的助成

- 施設整備費  
    ・令和4年度予算  
      次世代育成支援対策施設整備交付金(60億円)の内数 [補助率:定額(1/3相当)]
- 運営費  
    平成24年度から地方交付税措置

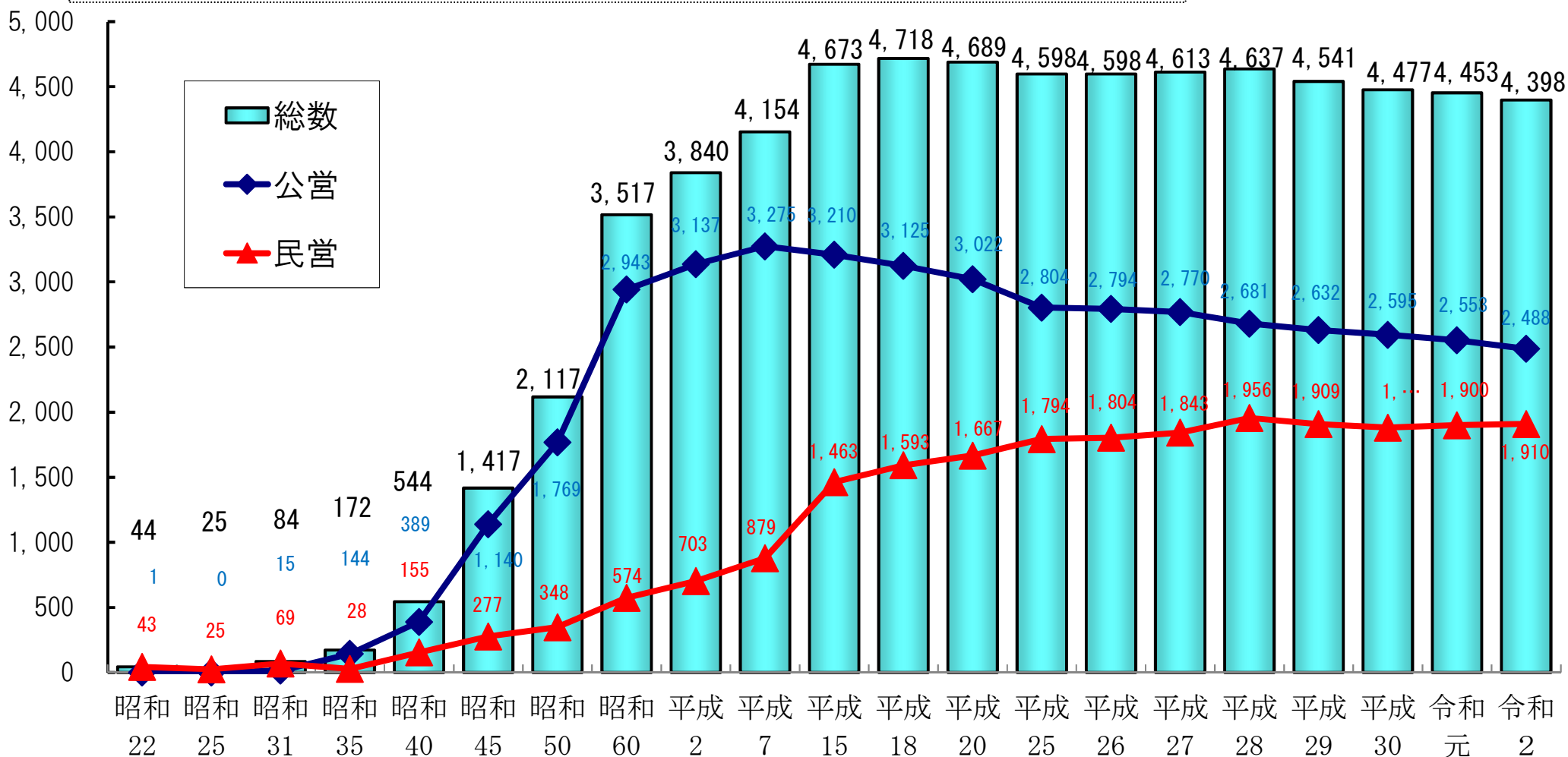
## 6. 運営について

- 児童館ガイドライン  
    児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すもの  
    (平成30年10月子ども家庭局長通知)
- 児童館実践事例集  
    好事例を事例集としてとりまとめたもの(令和2年3月)

# 児童館数(公営・民営別)の推移

- 児童館は、昭和40年代から50年代にかけて、高度経済成長がもたらした子どもの事故の多発やいわゆる「かぎっ子」の増加等により急激に増加した。
- その後上昇カーブは緩やかになり、平成18年をピークに、ここ数年はほぼ横ばいで推移している。
- 公営・民営別では、公営が平成7年をピークに減少に転じているものの、民営は最近でも徐々に増えている傾向にある。

(注)児童館には、小型児童館、児童センター、大型児童館及びその他児童館を含む。



※ 社会福祉施設等調査より(各年10月1日現在の数値)

# 児童館に係る法令等の規定内容（目的・機能）

児童福祉法  
（昭和22年法律  
第164号）

（児童厚生施設）

第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第六章 児童厚生施設

（設備の基準）

第37条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- 二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

（職員）

第38条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者
- 六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）が適当と認めたもの
  - イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該過程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
  - ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
  - ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（遊びの指導を行うに当たつて遵守すべき事項）

第39条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

（保護者との連絡）

第40条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

児童福祉施設の  
設備及び運営に  
関する基準  
（昭和23年厚生省令  
第63号）


# 児童館の種別 機能・特徴

	小型児童館	児童センター		大型児童館	
			大型児童センター	A 型	B 型
面積	217.6m <sup>2</sup> 以上	336.6m <sup>2</sup> 以上	500m <sup>2</sup> 以上	2,000m <sup>2</sup> 以上	1,500m <sup>2</sup> 以上
設置	市町村(特別区含)、 社団・財団法人、 社会福祉法人等	市町村(特別区含)、 社団・財団法人、 社会福祉法人等	市町村(特別区含)、 社団・財団法人、 社会福祉法人等	都道府県	
運営				都道府県 ※社団・財団法人、社会 福祉法人等に委託可	
機能・ 特徴	・児童に遊びを与え、 健康を増進し情操 を豊かにする ・地域組織活動を 促進する	小型児童館機能 +体力増進指導 機能 (+年長児童育成 機能)	小型児童館機能 +特に年長児童の 活動に配慮	児童センター機能 +県内児童館の 指導及び連絡 調整等の中枢 機能	児童センター機能 +自然の中で宿泊 や野外活動が 行える機能
対象 児童	18歳未満の すべての児童 ※小地域の児童が対象 特に低学年や留守 家庭児童	18歳未満の すべての児童 ※運動に欠ける幼児・ 低学年を優先	18歳未満の すべての児童 ※特に年長児童を優先	18歳未満の すべての児童 ※広域の児童が対象	18歳未満の すべての児童 ※広域の児童が対象 引率者にも配慮

# 「児童館ガイドライン」の改正について（平成30年10月策定）

## 児童館ガイドラインの発出・改正の経緯

- 児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものとして、平成23年3月に児童館ガイドラインを発出した。
- その後、改正・施行された児童福祉法などの子どもの健全育成に関する法律との整合や今日的課題に対応する児童館活動の現状を踏まえた児童館ガイドラインの見直しが課題となった。
- 社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」（平成27年5月設置）及び同委員会に設置された「今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ」（平成29年2月設置）において、児童館ガイドラインの見直しについて検討を行い、「児童館ガイドライン」改正案をとりまとめた。

 地域の子ども・子育て支援に資する児童福祉施設としての児童館の更なる機能拡充を目指し、平成30年10月、改正「児童館ガイドライン」を自治体あてに通知した。

## 児童館ガイドラインの改正のポイント

※従前の児童館ガイドラインの6項目25節・約5,500字から、9章構成、39項目・約14,700字に拡充するとともに、児童館職員が具体的に参考になるような内容及び平易な文章表現にした。

- 児童福祉法改正及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益の優先等について示した。
- 児童福祉施設としての役割に基づいて、児童館の施設特性を新たに示し、①拠点性、②多機能性、③地域性の3点に整理した。
- 子どもの理解を深めるため、発達段階に応じた留意点を示した。
- 児童館の職員に対し、配慮を必要とする子どもへの対応として、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等への適切な対応を求めた。
- 子育て支援の実施について、乳幼児支援や中・高校生世代と乳幼児の触れ合い体験の取組の実施等内容を追加した。
- 大型児童館の機能・役割について新たに示した。

# 福祉サービス第三者評価基準（児童館版）改正について

## 基準発出・改正の経緯

- 利用者本位の福祉を実現するため、事業者のサービスの質を向上させること、また、事業の透明性を確保し、利用者のサービス選択を容易にするために、事業者でも利用者でもない第三者の視点で評価を行うため、平成16年度より福祉サービス第三者評価制度が導入された。
- 児童館に関しては、平成18年8月に児童館版の評価基準を発出した。
- 平成30年3月に全施設等にかかる共通評価基準ガイドラインが改正された。また、同年に社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」報告書に、児童館ガイドラインに沿った第三者評価基準策定の必要性が提言された。その後、「児童館ガイドライン」を改正（平成30年10月）し、地域の子ども・子育て支援に資する児童福祉施設としての機能等を示した。
- 各ガイドラインの改正等を基にし、調査研究や全国社会福祉協議会福祉サービスの質の向上推進委員会での議論を経て、令和2年9月に児童館版の福祉サービス第三者評価基準を改正した。

## 第三者評価基準ガイドラインの構造

### 共通評価基準

全福祉施設等に共通の内容

44項目

- I 福祉サービスの基本方針と組織
  1. 理念・基本方針
  2. 経営状況の把握
  3. 事業計画の策定
  4. 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組
- II 組織の運営管理
  1. 管理者の責任とリーダーシップ
  2. 福祉人材の確保・育成
  3. 運営の透明性の確保
  4. 地域との交流、地域貢献
- III 適切な福祉サービスの実施
  1. 利用者本位の福祉サービス
  2. 福祉サービスの質の確保



### 内容評価基準

児童館独自の内容

20項目

(大型児童館付加 5項目)

- A 児童館の活動に関する事項
  1. 児童館の施設特性
  2. 遊びによる子どもの育成
  3. 子どもの居場所の提供
  4. 子どもの意見の尊重
  5. 配慮を必要とする子どもへの対応
  6. 子育て支援の実施
  7. 地域の健全育成の環境づくり
  8. ボランティア等の育成と活動支援
  9. 子どもの安全対策・衛生管理
  10. 学校・地域との連携
  11. 放課後児童クラブの実施〔選択〕
- B 大型児童館の活動に関する事項(大型児童館付加)

# 児童館における子どもの居場所づくり

- 児童館ガイドラインにおいて、「子どもの居場所づくり」を示しており、学齢期の児童に対して実施しているところであり、子どもの貧困対策を背景に、学習支援や食事提供（子ども食堂等）を組み合わせるところもある。
- 特に、思春期（小学校高学年から中・高校生世代）の居場所づくりが期待される。そのため、休館日や夜間の活用が適しているが、職員体制から困難が見られる。19時以降に閉館する児童館は、8.4%。日曜日の開館は30.8%。（※1）
- 中学生の居場所づくりを実施している児童館は全体の40.8%、高校生世代向けについては全体の29.4%に留まっている。
- 年間平均利用人数約19,534人のうち、中学生が約640人（3.3%）、高校生が約241人（1.2%）の利用に留まっている。
- また、居場所づくりや福祉的なニーズに対応することが位置づけられていないことから、情報共有等が進んでいない。

対象者別実施活動（事業・取組）※1

回答数(全数):3,773

	小学生向け (N=3,442)	中学生向け (N=2,247)	高校生世代向け (N=1,604)
居場所づくり (ロビー機能)	59.2%	68.5%	69.3%
学習支援	22.3%	11.2%	6.0%
食事提供	7.5%	3.3%	3.2%

延べ利用人数の平均値（H27実績）※1

注：各階層の平均値のため、%値は参考

乳児（～2歳）	幼児（3歳～就学前）	小学生	中学生
2,822.3人(14.4%)	775.1人(4.0%)	10,747.9人(55.0%)	639.7人(3.3%)

高校生世代	保護者等	合計
240.6人(1.2%)	4,224.1人(21.6%)	19,534.1人(100%)

児童館が重点的に対応しているニーズと対応する際の課題 ※2

対応しているニーズ	課題	児童館の地域社会での位置づけ	ニーズに対応する人員の加算	ニーズに対応できる直接的支援技術	自治体・関係機関等との情報共有	予算の充実
生活困窮家庭		70.8%	64.6%	64.6%	62.5%	60.4%
虐待家庭		72.2%	45.4%	50.2%	77.1%	40.1%
ひとり親家庭		67.2%	44.5%	45.8%	68.5%	38.7%
不登校		59.6%	29.8%	34.0%	66.0%	34.0%
学習支援		70.0%	59.2%	59.2%	73.8%	51.5%

※1 平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」

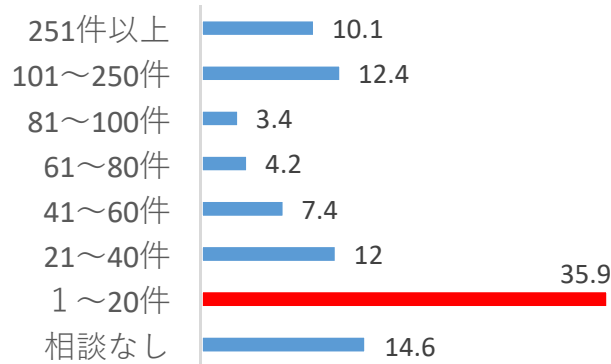
※2 平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童館を中心とした社会的ニーズへの対応及び必要なネットワーク構築に関する調査研究」



# 児童館の福祉的課題への対応について

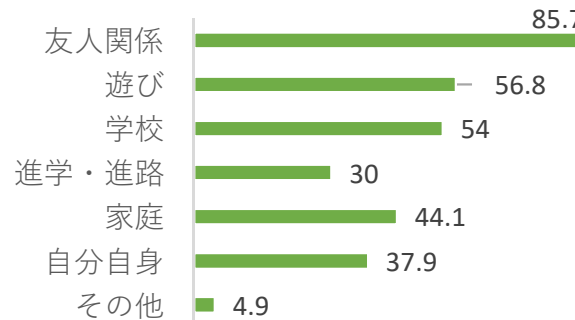
- 子どもや保護者からの相談対応や要保護児童対策地域協議会への参画等の例もあるが、活動が低調な児童館も見られる。
- 子どもから直接相談を受けるなど、児童館において発見した虐待事案も一定数ある。
- 児童館で「地域の子育て支援ニーズ」を把握しているのは59%。

年間の相談件数(%/N=2978)



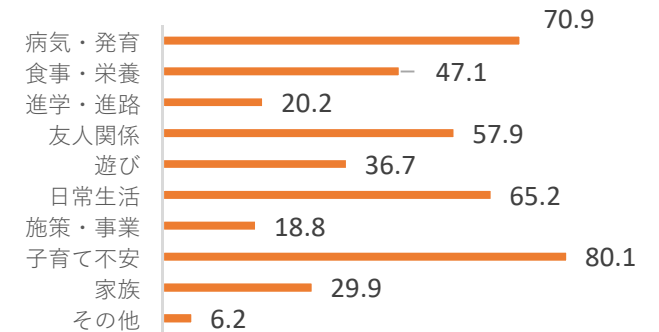
子どもからの相談内容

(複数回答%/N=2835)



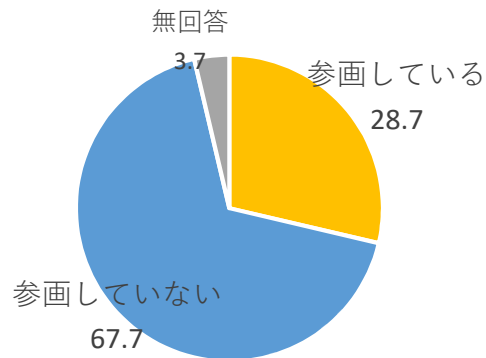
保護者からの相談内容

(複数回答%/N=3150)



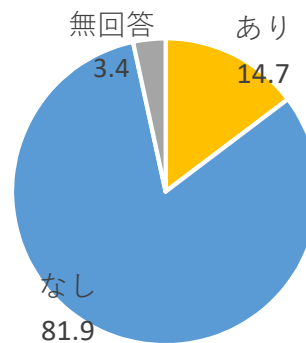
要保護児童対策地域協議会への参画

(%/N=3773)



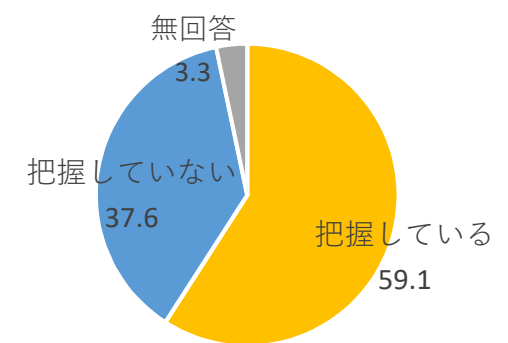
児童館が発見した虐待事案

(%/N=3773)



地域の子育て支援ニーズの把握

(%/N=3773)



# 令和3年度委託事業

## 「児童館における福祉的課題を抱える子育て家庭への支援に関する調査研究」

児童館ガイドラインにおいて期待される機能の一つである「子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応」に関して、全国の児童館において参照されたい取組（モデル的事業）の企画・実施、評価等を実施した。実施においては、有識者7名による調査研究委員会を設置した。

### モデル的事業の企画・実施

- 児童家庭支援センターとの連携による「子育て相談」を継続的支援につなげる取組【岡山県倉敷市：公設民営】
- 庁内連携により遊びや集いの場を活用した母親等への相談支援の取組【愛知県東郷町：直営】
- 児童館外における中・高校生世代が集う居場所へのアウトリーチ活動【愛知県小牧市：公設民営】
- 児童館を拠点に中・高校生世代のコミュニティをつくる取組【沖縄県宮古島市：公設民営】
- 地域の社会資源と連携した学習支援及び軽食の提供事業【愛媛県松山市：公設民営】

### モデル的事業の評価

- 「幅広い支援／専門的支援」「児童館内／館外」を対照的な軸として設定し整理された。児童館の事業領域等が整理された。
- 評価分析のポイントとして、①安心して過ごせる心地よい居場所の提供、②個別のニーズ等を把握、③保護者、家庭への助言・相談支援、④生活習慣の形成支援、⑤他事業所や社会資源との連携、協働の体制づくり、⑥自治体における相談支援体制との関係の6つを持ち、それぞれのモデル的事業を評価した。
- 提言として3つの論点から整理した。①居場所づくり（生活と遊びを支援、子育て家庭支援、中・高校生世代の居場所）、②関係機関へのつなぎ（要対協などとの連携、関係者との協議の場、地域の社会資源との連携）、③直接支援（専門職との連携による一次的相談対応、アウトリーチ、ソーシャルワーク視点、運営マニュアル等の整備）
- 実施内容については、児童館関係者向けセミナーで報告した他、報告書を取りまとめて公開した。  
受託：株式会社小学館集英社プロダクション 報告書：厚生労働省ホームページで公開

# 令和3年度委託事業

## 「児童館における発達段階等に配慮した遊びのプログラムに関する調査研究」

児童館ガイドラインにおいて期待される機能の一つである「遊び及び生活を通じた子どもの発達の増進」に関して、全国の児童館において参照されたい遊びのプログラムの開発等を実施した。実施においては、有識者5名による調査研究委員会を設置し、開発したプログラムの試行・改善を全国6箇所の児童館と協働して実施した。

### 開発したプログラム

- ・ 乳幼児向けプログラム：基礎運動機能の発達とともに、親子のふれあいを考慮したプログラム（9つ）
- ・ 幼児から小学校低学年向けプログラム：3歳ぐらいからの基礎運動機能のうち、ボール等の物を扱うプログラム（8つ）
- ・ 音楽遊びプログラム：親子のふれあい遊びや小学校低学年のコミュニケーション遊び（8つ）
- ・ 小学生向けプログラム：遊び方がシンプルなものや、複雑かつチームワークが求められるような遊び（6つ）
- ・ 小学校高学年から中・高校生世代向けプログラム：技術や戦略が必要となるものやスポーツをアレンジした遊び（7つ）

### 成果物の公表

- ・ 成果物は多くの事業所等で活用されるよう厚生労働省YouTubeチャンネルにて公開した。
- ・ 開発したプログラムのカテゴリーに合わせて、動画を編集している。（約16分ずつ）
- ・ ナレーションは児童館ガイドラインに基づき、子どもの協力を得て収録するなど、親しみやすい内容とした。

- 【構成】
- ①それぞれのカテゴリーにおける遊びのポイント解説
  - ②プログラムの紹介（実際に子どもが遊んでいる様子や、ルール等をイラストや図で説明）
  - ③児童館で実施した職員や保護者向けアンケートの結果 など



# 令和3年度委託事業 「非常時における児童館の活動に関する調査研究」

自然災害や感染症等の外的要因により、児童館の通常活動を継続することが困難な事態等を「非常時」と定義し、児童館が行う子ども・子育て支援活動を検討するべく、感染症対策や災害時対応を念頭においたモデル的事業を全国8箇所の児童館で実施した。実施にあたっては、有識者6名による調査研究委員会を設置した。

## モデル的事業の企画・実施

- 感染症対策を講じた遊びのプログラム ①中学生を対象としたリアルとオンラインを組み合わせたゲーム企画  
②中高生が企画・運営するeスポーツ大会  
③小学生の企画アイデアをもとにした運動会
- 感染拡大期における子ども・子育て世帯向け支援 ①オンライン無料子ども・子育て相談  
②食材等の提供や課題を抱える子育て世帯への相談支援
- 自然災害を想定したプログラム ①親子防災デイキャンプ、宿泊キャンプ  
②災害時対応ワークショップ（保護者向け、職員向け）  
③大型児童館と連携した被災児童向けプログラム  
④児童館職員による被災地の遊び場づくり（ヒアリングを実施）

## 成果物の作成

- モデル的事業の成果物として『非常時における児童館 とりくみハンドブック ～感染症・自然災害時の対応を考える～』（全52ページ）を作成した。  
【構成】「感染症対策編」「自然災害対応編」の2つに分け、それぞれにおいて  
①基本的な考え方：基礎的理解や対応を検討するための情報提供  
②事例：モデル的事業の内容紹介  
③委員による解説、関係する事例のヒアリング結果、参考資料等



# 児童館における健全育成活動等開発事業

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金 令和3年度予算額：一千円 → 令和4年度予算：96,780千円（新規）

## 1. 事業目的

- 児童館については、①発達段階等に配慮した健全育成活動や子どもの権利を基盤とする健全育成活動、②要支援児童・家庭への支援、地域における見守り支援体制の構築、③他施設（地域子育て支援拠点事業、公民館、児童遊園等）へのアウトリーチ等総合的に展開できることが求められているが、具体的な対応例が示されていないことから、取組が進んでいない。
- このため、設定したテーマに対する事業を実践し、アウトプット評価の実施を行い、横展開が可能になるような事例集の作成を行う。

## 2. 事業内容

- 国が設置する児童館における健全育成活動等開発事業検討委員会において、都道府県等が実施するプログラム開発事業の審査、指導、助言等を行い、横展開が可能になるような事例集等の作成を行う。

テーマ例	実施案
発達段階等に配慮した健全育成活動	年齢や発達に応じた、児童センター（体力増進機能が付加）、児童遊園を活用した体力向上や運動機会提供に資するもの 等
子どもの権利を基盤とする健全育成活動	子どもの意見尊重や主体的な活動、児童館ガイドラインで示した子どもを運営協議会等の構成員にすることを促進するもの 等
福祉的な課題への対応	相談支援体制の構築、関係機関連携や地域住民との協働事業、配慮を要する児童・家庭を対象としたもの 等

## 3. 実施主体

- 都道府県、市区町村 ※都道府県、市町村が適切と認めた者に委託可。

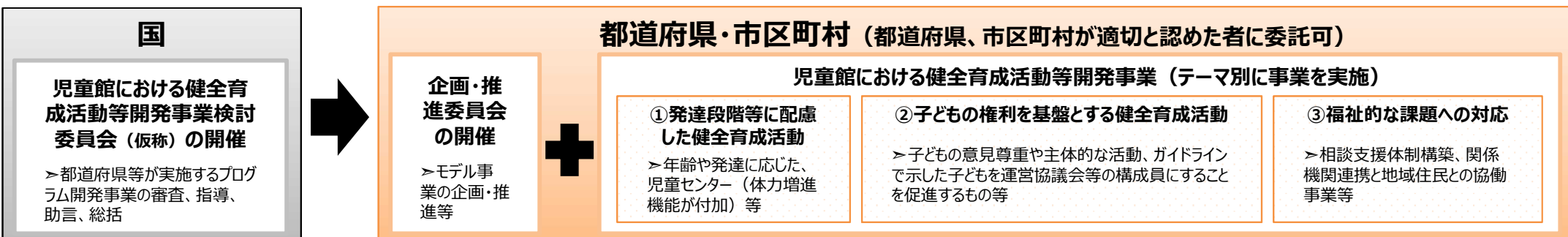
## 4. 補助基準額

年額：4,839千円

## 5. 補助率

- 都道府県が実施する場合：国1/2、都道府県1/2
- 市町村が実施する場合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

## 6. 事業のイメージ



# 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

## 改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

## 改正の概要

### 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。  
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

### 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

### 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

### 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

### 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

### 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

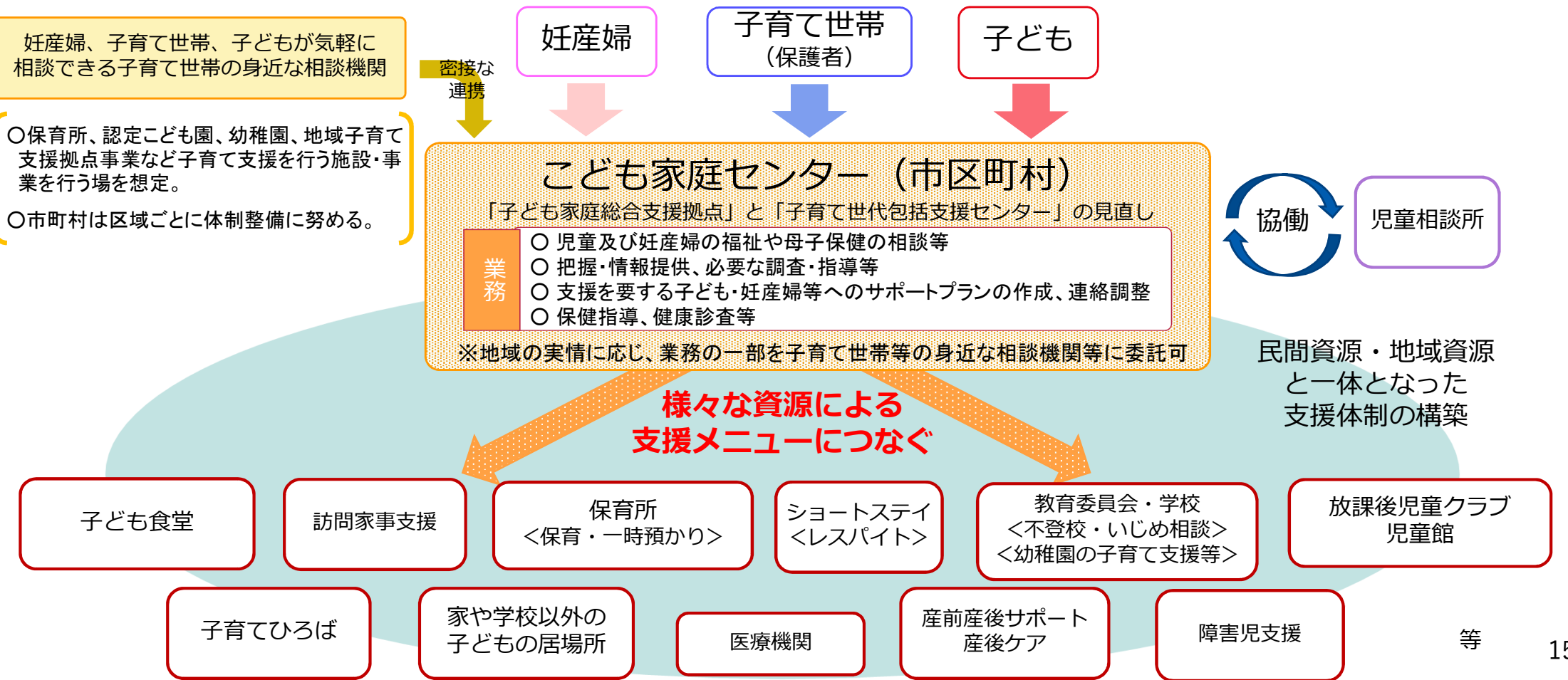
児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

# こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（1. ①関係）

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。
  - ※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）
- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。
  - ※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



# 市区町村における子育て家庭への支援の充実（1. ②関係）

- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。  
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

## 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。  
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

## 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えると同時に児童や保護者への相談等を行う  
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

## 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。  
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

## 子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

## 一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

## 地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当



# 子どもの居場所支援整備事業・子どもの居場所支援臨時特例事業（概要）

令和3年度補正予算額 602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

## 事業概要

不登校の子ども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに対する居場所の整備に必要な整備費・改修費の支援を行うとともに、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の子どもの居場所に関する総合的な支援を実施する。

## 子どもの居場所支援整備事業（整備費）

### 【実施主体】

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

### 【補助割合】

国 2 / 3、市町村 1 / 1 2、事業者 1 / 4

### 【補助基準額（案）】

1か所当たり 17,392千円

## 子どもの居場所支援臨時特例事業（運営費）

### 【実施主体】

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

### 【支援対象】

家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子ども

### 【支援内容】

- ①安心・安全な居場所の提供
- ②生活習慣（手洗い・うがい、歯磨き）の形成
- ③学習（宿題の見守り等を含む）の支援
- ④食事の支援
- ⑤課外活動の提供
- ⑥専門職による支援計画の策定 など

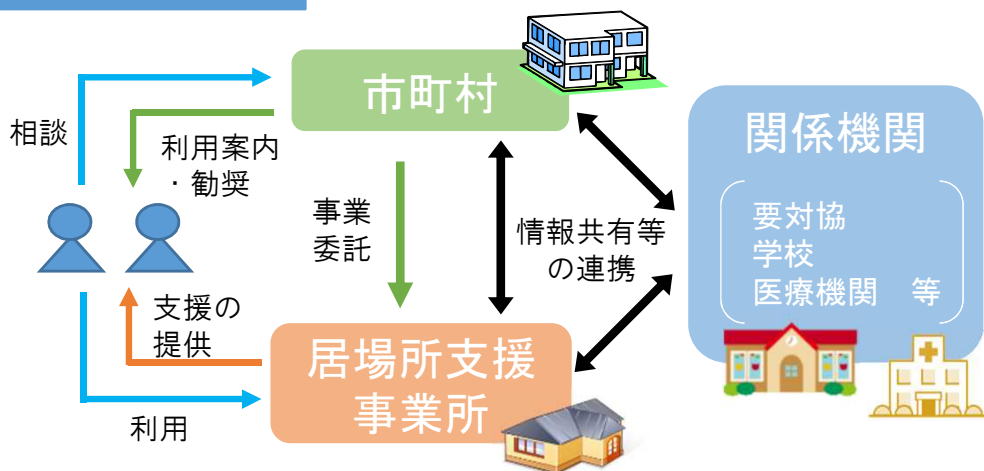
### 【補助割合】

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

### 【補助基準額（案）】

①基本分	専門職を配置しない場合	1か所当たり	14,592千円
	専門職を配置した場合	1か所当たり	15,850千円
②賃借料支援加算		1か所当たり	3,000千円
③開設準備経費加算		1か所当たり	4,000千円

## 支援のイメージ



（参考）支援の様子



中高生向けのフリースペースの様子



食事の支援の様子



専門職による面談の様子